

## 『対応の方向』について（説明）

■ 公社は、取り巻く環境の変化を受け、第五次行革大綱以降、組織運営のスリム化を推進し、簡素で効率的な組織体制の構築や、長期保有土地の解消など、経営改善へ着実に取り組んできた。

■ また、しなやか県庁創造プラン（第六次行革大綱）での検討事項であった地方三公社の統合は見送られたことから、公社単体で事務事業の更なる効率化を図りながら、県や国のプロジェクト等を含めた県内の社会基盤整備の動向や規模を見据えつつ、必要な用地取得体制は引き続き維持していく必要がある。

■ 社会基盤整備の根幹となる事業用地の円滑かつ安定的な確保のためには、県行政の補完・代行機関である公社は引き続き必要であり、そのため、長年にわたり培ってきた、専門知識・ノウハウ・機動性等を、より一層、効果的に発揮することが必要不可欠である。

■ 今後も健全な公社経営を維持していくため、公社においては、経営改善計画（R3～7次期計画）の着実な取り組みや効率的な事務執行を継続し、一方、県においては公共事業用地となる公社保有土地の計画的な再取得を図り、事業効果の早期発現に向けた取り組みを進める。